

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会開催要綱

1. 趣旨

「愛玩動物看護師カリキュラム等検討会」（以下「検討会」という。）は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）に規定する愛玩動物看護師の養成に必要な科目や国家試験等の法施行に必要な事項について検討を行うものとする。

2. 検討事項

検討会における検討内容は、以下のとおりとする。

- （１）愛玩動物看護師に求められる役割、知識及び技能
- （２）大学及び養成所における必要な科目
- （３）受験資格の特例
- （４）国家試験及び予備試験
- （５）その他法の施行に関し必要な事項

3. 構成等

- （１）検討会は、農林水産省消費・安全局長及び環境省自然環境局長が招集する。
- （２）検討会の構成員は、「2. 検討事項」に関連する有識者等で構成する。
- （３）検討会に座長を置く。座長は構成員の互選によって選任する。
- （４）座長は検討会の議事運営に当たる。
- （５）座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。
- （６）検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。
- （７）検討会は、必要に応じてワーキングチームを置くことができる。
- （８）ワーキングチームの構成及び運営等に関し必要な事項は座長が定める。

4. 公開等

- （１）検討会は原則として公開する。ただし、公開することにより、特定の者に利益又は不利益をもたらし、又は公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、座長の決するところにより、非公開とすることができる。
- （２）検討会の資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページ等により公表する。ただし、会議を非公開とした場合には、資料及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。開示範囲については、事務局が案を作成して、座長の承認を得るものとする。
- （３）ワーキングチームの公開等については、検討会に準ずる。

5. その他

- (1) 検討会の事務局は、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び環境省自然環境局総務課動物愛護管理室が行うこととする。
- (2) その他、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。